

介護事業者の行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、令和4年7月12日付けで指定居宅サービス事業者及び指定事業者の指定の効力の全部停止処分を行いましたので、お知らせします。

法人名：サンパーク合同会社
代表者職氏名：代表社員 工藤智幸
事業所名：サンパークビレッジヘルパーステーション
事業所所在地：青森県八戸市南郷大字市野沢字市野沢平 56 番地 19
サービス種類：訪問介護・第1号訪問事業
事業所番号：0270303746
指定年月日：平成29年4月1日

1 処分日・内容

処分日：令和4年7月12日
処分内容：令和4年8月1日から2月間、指定の全部効力停止

2 不正の事実について

項目	不正の事実
(1)不正請求 【法第77条第1項 第6号】	ア サービス提供記録を作成せず、介護給付費を請求した（令和2年10月から令和3年6月）。 イ 訪問介護員の資格を持たない職員が提供したサービスについて、介護給付費を請求した（令和2年10月から令和3年11月）。 ウ 同一の訪問介護員が複数の利用者に対し、同日同時間帯にサービスを提供したとして、重複して介護給付費を請求した（令和2年11月）。
(2)虚偽答弁について 【法第77条第1項 第8号】	監査において、訪問介護員の資格を持たない職員が提供したサービスについて、令和3年4月以降は介護給付費を請求していないと証言していたが、市が確認した事実と異なる。

3 事業者に対する経済上の措置について

返還総額 2,017,498 円
法第22条第3項の規定に基づく不正利得に係る加算金（40/100）を含む。